

## 処方箋を紛失。再交付した場合の算定はどうする？

- Q. 患者が処方箋を紛失してしまいました。当院で再交付した場合に、もう一度処方箋料を算定することはできるのでしょうか。
- A. 患者自身の過失による紛失の場合、原則として再交付の費用は保険請求することはできません（天災地変その他やむを得ない場合を除く）。

ただし、薬剤を受け取る前の処方箋の紛失で、医学的な必要性があって再度診察を行ったうえで処方箋を交付した場合は、保険給付の対象となります。診察を行わず、単に処方箋の再交付のみを行った場合、その費用は患者負担となります。なお、いずれの場合も調剤薬局での薬剤・調剤の費用は、保険適用となります。

また、処方箋の使用期間を過ぎて再交付する場合の費用についても、同様に、原則として患者負担となりますが、前回処方箋の交付から日数が経過し、再度診察をしないと正確な処方ができない場合や患者の症状から処方内容の変更が考えられる場合などは、診察の上処方箋を交付し、再診料、処方箋料を保険請求することができます。

薬局で受け取った薬剤を紛失した場合は、処方箋の再交付、調剤薬局での薬剤・調剤費用が全て患者負担となります。自費の処方箋を交付し、「薬剤紛失による再発行」であることが分かるように備考欄などに記載をすることが必要です。